

新潟市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 4月 1日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第29号

新潟市財務規則の一部を改正する規則

新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「東京事務所副所長」を「東京事務所長」に、「新潟駅周辺整備事務所次長」を「新潟駅周辺整備事務所長」に改める。

第3条第1項中「課」を「課及び機関」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分及び同項第1号中「課」を「課及び機関」に改め、同項第2号中「各課」を「各課及び各機関」に改め、同条第3項中「当該課」を「当該課及び当該機関」に改める。

第5条第3項の表教育委員会保健給食課の項第1号中「学校給食」を「学校給食及び学校保健」に改める。

第72条第2項第1号中「期間」を「機関」に改める。

別表第1政策企画部の項中「副所長」を「所長」に改め、同表市民生活部の項中

「

市民生活部	市民生活課	課長	市民生活課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
			消費生活センターの職員（収納事務に従事しない者を除く。）

を

」

「

市民	市民生活課	課長	市民生活課の職員（収納事務に従事
----	-------	----	------------------

生活 部	活課		しない者を除く。)
			消費生活センターの職員（収納事務 に従事しない者を除く。）
	広聴相 談課	課長	広聴相談課の職員（収納事務に従事 しない者を除く。）

に改め、同表福祉部

の項中

福祉 部	福祉総 務課	課長	福祉総務課の職員（収納事務に従事 しない者を除く。）
	福祉監 査課	課長	福祉監査課の職員（収納事務に従事 しない者を除く。）
	障がい 福祉課	課長	障がい福祉課の職員（収納事務に従 事しない者を除く。）

を

福祉 部	福祉総 務課	課長	福祉総務課の職員（収納事務に従事 しない者を除く。）
	障がい 福祉課	課長	障がい福祉課の職員（収納事務に従 事しない者を除く。）
	明生園	園長	明生園の職員（収納事務に従事しな い者を除く。）

に改め、同表都市

政策部の項中「次長」を「所長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。